

在宅医療・介護 I C T連携推進事業 –ナラティブブック秋田– 個人情報保護方針

秋田県医師会は、在宅患者の情報を医療や介護などの多職種間で情報通信技術を使って共有する、在宅医療・介護 I C T連携推進事業（通称：ナラティブブック秋田）を実施しています。

本事業は、参加される住民・患者の皆様の個人情報を個人の方が許可した医療福祉介護施設間で共有することで、コミュニケーションを円滑にし、医療・介護サービスの向上を目指しています。住民・患者の皆様と確かな信頼関係を築き上げ、安心して「在宅医療・介護 I C T連携システム」に参加していただくために、次のとおり個人情報保護方針を定めます。

- ・ 「在宅医療・介護 I C T連携システム」では、住民・患者の皆様の個人情報を収集し、下記に示す利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。ただし、ご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われる場合はこの限りではありません。
- ・ 住民・患者の皆様からご提供いただいた個人情報は、紛失や漏えいがないよう適切に管理します。
- ・ 個人情報の保護に関する法律、その他関係法令を遵守します。
- ・ 個人情報保護の取組状況を定期的に見直し、継続的に改善します。

■個人情報の利用目的について

住民・患者の皆様からご提供いただいた個人情報は、次の目的で利用いたします。

1. 「在宅医療・介護 I C T連携システム」を利用して、ご本人が許可した医療福祉介護施設間での情報共有
2. 救急時における情報提供

■個人情報の委託について

1. 秋田県医師会では「在宅医療・介護 I C T連携システム」を運用するにあたり、システムの保守・管理業務の一部を外部に委託しています。
2. 個人情報に関する業務を委託する場合は、委託先における個人情報の保護を契約内容に盛り込んでいます。
3. 個人情報に関する業務を委託する場合は、委託先において個人情報の保護が適切に行われていることを監督します。

■安全管理措置について

1. 「在宅医療・介護 I C T連携システム」は、適切な情報通信技術によりアクセス制御やシステムの監視など、個人情報保護の対策を施しています。
2. 個人情報保護責任者を設置し、個人情報の適切な維持管理に努めています。
3. 関連する職員に対して個人情報の取扱いに関する教育を行っています。

■自己情報の共有中断の方法について

「在宅医療・介護 I C T連携システム」に参加された住民・患者の皆様は、システムの利用を中断したい場合、ご自身または家族がするか、委任した主治医など、または医師会事務局にご相談ください。なお、医師会事務局にお問合せの際は、ご本人であることを確認するための書類（免許証や保険証の写し）の提示や提出をお願いする場合があります。

(注)「在宅医療・介護 I C T連携システム」にて、個人の方が1度許可した医療福祉介護施設であっても、個人の方の判断で許可を取り消し、個人の方の個人情報を共有することを停止することができます。この操作は、普段参加されている「在宅医療・介護 I C T連携システム」上からご自身で行うことができます。

■自己情報の開示等の請求方法について

1. 開示等が可能な個人情報の範囲
各医療福祉介護施設又は秋田県医師会事務局へ提出いただいた書類がある場合は、その書類に記録されたご自身の個人情報
2. 具体的な手続
 - (1) 請求に必要な書類
 - 自己情報の開示を求める場合 …… 保有個人情報開示請求書（様式1）
 - 自己情報の訂正や利用停止を求める場合 …… 保有個人情報訂正等請求書（様式2）
 - ※ 請求書のほか、本人確認のための書類の提示又は提出が必要です。詳細は、事務局へお問い合わせください。
 - (2) 書類の提出先
個人情報の共有を許可した施設にご連絡下さい
3. 写しの交付に要する費用
当該写しの作成に要する費用に相当する額

■ 苦情等の受付窓口

個人情報の取扱いについて、疑問やご不満がございましたら、次の担当窓口へお問い合わせください。

一般社団法人秋田県医師会事務局

秋田県秋田市千秋久保田町6番6号（秋田県総合保健センター 4階）

電話 018-833-7401（代） FAX 018-832-1356

【受付時間】 平日、午前9時から午後5時まで

平成30年 1月16日

在宅医療・介護ICT連携推進事業

運営主体代表

一般社団法人秋田県医師会

会 長 小玉 弘之